

妊娠サポート事業の拡充について
◆男性不妊治療費の上乗せ助成を開始します◆

市では、妊娠サポート事業として、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を実施した場合、その治療費の一部助成を実施してきました。

特定不妊治療の一環として

男性不妊治療（精巣や精巣上体から精子を採取する手術である、TESE、MESA、PESA等）を行った場合、

従来の助成金に加え、男性不妊治療に係る治療費分について上乗せ助成を開始します。

※特定不妊治療が平成28年4月1日以降に終了した治療が対象となります。

■対象者

(1) 特定不妊治療

次のすべてに該当する方

① 治療開始時に法律上の婚姻をしている夫婦

② 申請時において、夫婦のどちらかが、下野市に引き続き1年以上住所を有する方

③ 市税を滞納していない方

④ 医療保険に加入している方（被保険者、組合員及び被扶養者）

⑤ 不妊に悩む方への特定治療

支援事業指定医療機関において治療を受けた方

(2) 男性不妊治療

次のすべてに該当する方

○ 上記特定不妊治療の①～④に該当する方

○ 上記⑤の特定不妊治療の一環として男性不妊治療を行った方

※特定不妊治療の治療内容が以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施した場合は対象外。

○ 特定不妊治療を実施した医療機関若しくは特定不妊治療を実施した医療機関から紹介された医療機関において治療を受けた方

■助成回数

(1) 特定不妊治療

○ 1回の治療ごとに申請

○ 初めての申請に係る治療開始時の妻の年齢により下記のとおり回数制限があります。

◆ 40歳未満の方⇓43歳になるまでに6回（改正前に受けた助成の回数も含みます）

◆ 40歳以上43歳未満の方⇓43

歳になるまでに3回（改正前に受けた助成の回数も含みます）

(2) 男性不妊治療

○ 1環として行われる特定不妊治療と合わせ1回ごとに申請

※精子が採取できず治療が終了したため特定不妊治療に至らなかった場合は、男性不妊治療のみでの申請もできます。但し、その場合も特定不妊治療の助成回数は1回としてカウントされません。

○ 特定不妊治療の助成回数内

■助成の内容

(1) 特定不妊治療

特定不妊治療に係る保険診療外の治療費から、他の助成額を控除した治療費の1/2を対象として、1回の申請で

上限10万円まで（凍結胚移植、又は採卵したが卵又は状態のよい卵が得られないため中止した場合は5万円まで）

(2) 男性不妊治療

特定不妊治療（但し、以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施した場合を除く）の一環として行われる、精子を

精巣又は精巣上体から採取す

るための手術に要した費用に係る保健診療外の治療費から、他の助成額を控除した治療費の1/2を対象として、1回の申請で上限10万円まで

■必要書類

□ 不妊治療費（特定不妊治療および男性不妊治療）助成金交付申請書

□ 夫婦それぞれの医療保険証の写し

□ 治療に係る領収書の原本（医療機関で証明された治療期間および治療費分の全額）

□ 助成金交付決定通知書の写し

※医療保険や他自治体等から給付があるとき

□ 同意書 ※県の助成金交付決定通知がないとき

□ 戸籍謄本、本籍・続柄が記載された個人番号記載のな

い住民票 ※夫婦が同じ世帯の場合は不要。

■注意事項

① 必ず、栃木県の不妊に悩む方への特定治療支援事業へ申請できるか、ご確認ください。

申請できる方は、先に栃木県へ申請してください。栃木県からの支給決定以後、市への申請となります。（市への申請に県の交付決定通知書が必要です。）

申請できない方は、市のみの申請となります。（同意書が必要です。）

② 特定不妊治療の一環として男性不妊治療を行い、その分も申請される方は、必ず一緒に（同じ申請書で）申請してください。

特定不妊治療の申請を受け付けた後、男性不妊治療を行ったと申し出があっても、上乗せ助成は受けられません。また、男性不妊治療単独での申請はできません。

※主治医等の治療方針により、採卵前に男性不妊治療を行ったが、精子が採取できず治療が終了した場合は、男性不妊治療のみでの申請もできます。但し、その場合も特定不妊治療の助成回数は1回としてカウントされます。

